

## 稲盛和夫と児童福祉—京都の大和の家を中心として—

神田 嘉延 (鹿児島大学稲盛アカデミー特任教授)

Kazuo Inamori and child welfare — around the Daiwa no ie of kyoto —

KANDA Yoshinobu (Professor, Kagoshima University, Inamori Academy)

キーワード：児童養護施設と稲盛和夫、児童養護施設と地域、児童養護施設と学力向上、児童養護施設の教育心理的援助、小規模ユニット制の児童養護施設

はじめに

稲盛和夫の経営哲学の基礎になる人間学を知るうえで、大和の家（児童養護施設・乳児院・子育て支援センター）の実態を明らかにする意義は大きい。京都の大和の家は、稲盛和夫が私財を投じて創設し、その実践活動を支援してきた施設である。大和の家の創設は、経営者としての稲盛人間学の実践的な思想の凝縮である。

この児童養護施設は、従前の施設と異なる大きな特徴をもっている。児童養護施設はとかく閉鎖的になりやすい。地域から乖離しがちである。大和の家は、この問題を大胆に払拭しようとする様々な新しい試みの児童養護施設である。大和の家は、地域の子育て支援センターの活動を積極的に行い、施設が町内会に入って、地域の子ども会の大きな担い手になっている。

また、こころの傷を深くもっている子どもの精神を解放するように努力している。人間的な発達を十分に保障していくために、教育心理の側面を重視した施設運営をしている。家庭の愛情に恵まれなかった子供達に、家庭的な雰囲気をつくりだすために、家庭的なユニット方式を施設に取り入れている。そこで、きめ細かい世話ができるように工夫している。

施設に入る子ども達は、家庭的に恵まれなかったことから、学力面が劣ることが目立つ。これは、施設の子どもの従前の状況であったが、大和の家では積極的に、児童養護施設として、子どもの学力面にも力を入れている。そして、創造性を尊重できるように、自ら誇りをもてるように、人間としての基本的な生き方が磨けるように工夫がされている。ここには、稲盛和夫の人間として自立させていくうえでの思想があらわれている。

### 1. 日本の児童養護施設の緊急性と稲盛和夫の大和の家に対する創設の思い

稲盛和夫は、児童虐待が相次いでいることに心を痛め、児童養護施設・乳児院の開設を決意したのである。その社会福祉施設が大和の家である。大和の家は、奈良県に隣接する京都府の精華町に私財7億円を投入して、平成16年8月1日に開設した。敷地面積は、

7,417平方メートルであり、延べ床面積は、3,141平方メートルで鉄筋コンクリートの二階建ての構造をもっている。

この施設は、ユニット方式で子どもたちに家族的な生活の環境をもてるように工夫されている。多人数方式の寮による養護という施設ではない。子どもたちにすばらしい環境のなかで我が家として友だちにも自慢のできるようにしたいという願いから、外観は、南欧風の明るいデザインを取り入れている。傷ついた子どもたちが、少しでも誇りをもって生活できるように、また、温かい家庭的な雰囲気の中で社会的養護ができるようにすることが稲盛和夫の思いである。

そして、児童が本来の家庭に戻れるように親子訓練を行うサポートルームや虐待を受けた子どもたちの心をケアする心理療法室を設置している。さらに、施設内で塾の先生に教えてもらって勉強のできる学習室を設けるなど、家庭に恵まれないハンデキャップをもった子どもの発達を積極的に伸ばすための配慮がなされている。

稲盛和夫は、大和の家のパンフレットのなかで挨拶文を書いているが、最も重要なことは、子どもを愛する優しいところであり、そのための職員の意識を高めることであると次のように述べている。

「それぞれ事情を抱え、やむを得ず家族からはなれて生活を送ることを余儀なくされている子ども達が、すこしでも実りある幸せな人生を歩むとともに、社会に貢献する立派な人間に成長していくことを願って努力を続けて参りたい」と最後に結んでいる。

どんな厳しい条件に育った子どもでも愛する優しい心で接触していくことによって人間的に成長していく大きな可能性をもっている。それは、社会に貢献できる立派な人間になることができるという稲盛和夫の人間発達観である。稲盛和夫は、「虐待から子どもを守る」というタイトルで明日への視座で述べている。(1)

さらに、稲盛和夫は、明日への視座、京都・滋賀からの発信としてインターネットのホームページで、大和の家という児童養護施設・乳児院をつくった理由について次のように書いている。

「人間関係のなかで、親子関係は最も愛情が深くいい関係だと一般に思われている。しかしその関係が崩れて虐待や死に至る悲惨な事件が頻発しているのも、私は新聞やテレビなどで知るにつけて、どうしてこのようなことが起こるのかと関心が深まり、3年ほど前から休みの日に、社会福祉関係者の紹介で近畿一円の児童福祉施設を車で回った。回ってみて、これは実に大変だと思った。児童相談所では、子どもの安全のため親子をどうしても引き離す必要のあるケースがあるという。

その際、子どもを収容する施設が不足しているために、家庭に帰したら暴力を受けてしまうかもしれないと思いながらも帰してしまうと聞いた。そこで、施設を建てて差し上げたいと強く思うようになった。京都府の南には特にそうした施設がないといわれ、精華町の方々から田んぼを譲っていただいて2階建ての建物を建設した」。(2)

本来的に親子関係は、最も深い愛情関係で結ばれたものである。しかし、現実の社会病理現象は、この最も深い愛情に結ばれた親子関係をおかしくさせている。子どもの虐待ということが、なぜ起きるのか。稲盛和夫はその問題を問い続ける。稲盛和夫は、疑問をもちながら3年間ほどかけて、児童福祉関係機関や施設を回ったのである。

児童相談所では、子どもの虐待が起きている深刻な状況がある。親子を引き離さなけれ

ばならないと判断するケースがある。しかし、その判断でも、児童養護施設などの社会的養護施設が足りなくて、わかっている家庭に帰してしまう。このことを聞いて、稲盛和夫は、実に大変な状況であることを痛感するのであった。

稲盛和夫は、子どもの虐待の実態を自分で確かめて、その現状をみずから回って深く知ることとおして、自分のできることを、児童養護施設・乳児院をつくることであるとする。これが大和の家を作ろうとする理由であった。稲盛和夫は、児童養護施設をつくるにあたって、自らが理事長になっての誠和福社会による運営をする。そして、今までのいろいろな児童養護施設をみてまわり、その取り組んできたことを参考にして、新しい工夫を盛り込んで現在の大和の家という児童養護施設を建設する。それは、従前の養護施設の枠を乗り越えて、理想的な家庭的に温かい雰囲気環境による社会的養護の施設をつくるのに努力したのである。

稲盛和夫は、家庭の愛護のもとで子どもが健全に育つということから、家庭に近い状態のユニット制の施設環境をつくっていく。しかし、条件整備を十分にすれば子どもの虐待の問題は解決するものではないという立場でもある。最も大切なことは、人間としての正しい生き方を説いて、子ども達が生きる指針をもって明日への夢の目標に向かっていくことであるとしている。前記の明日への視座では、この問題について稲盛和夫は次のように述べている。

「今の日本の子どもは、生きる指針、目的、どうやって人生を渡っていけばいいのかという根本的なことを、学校でも家庭でも教わっていない。子どもの自主性に任ず、創造性を尊重すると言って放任し、最も基本的な人間の生き方、生きざまが子どもに説かれていない。

日本が経済的に成功し、物質的には非常に恵まれた状態になったところに子ども時代を送った30代くらいの母親や父親は、何不自由なく育ってきている。本来、豊かになれば、衣食足りて礼節を知らなければならないのに、衣食足って礼節を教えなかった。そのため物質的には恵まれたが心の荒（すさ）んだ親ができてしまった。そして、子どもを育てるという本質を忘れ、子どもを虐待するような事態が起きている。満ち足りた社会のひずみが露呈していると思う。

人間の生き方や行動の問題は、施設を造って解決するものではない。今や、親にも子どもにも人間として正しい生き方、心の持ち方ということをお問わなければならない時代になった。そこからも出直さなければ、虐待などの“時代の闇（やみ）”は解消していかないとと思う」。(3)

経済発展のなかで人間としての大切な礼節、親としての子どもの育てる本質が忘れられて、人間としてのあたりまえの正しい生き方、心の持ち方が失われてしまったという稲盛和夫の見方である。この根本問題を正すことが、子どもの虐待を解消していく本質なことであるという提起である。

## 2. 現代の児童の社会的養護の必要性とその原理

恵まれない家庭の状況として母子家庭の問題は、経済的にも厳しいなかで、その子育て

の環境も難しい問題がある。2010年の国勢調査では、一人親と子どもからなる世帯の比率は8.7%実数4523千世帯と、15年前の1995年には、7.0% 3083千世帯ということからみると、ひとり親と子供からなる世帯の比率が1.7%、実数で1440千世帯の増大をみせている。

平成18年度に全国母子世帯等調査結果報告（平成18年11月1日現在）を平成19年10月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局は、母子世帯の所得を公表している。平成17年度において、世帯平均人員は、3.30人で3名から4名であるが、平均収入は、213万円で、そのうち就労収入は、171万円である。平均収入には児童扶養手当なども含めてのものである。公的に保障された収入も含めても、多くの母子世帯は、相対的な貧困層になっている。

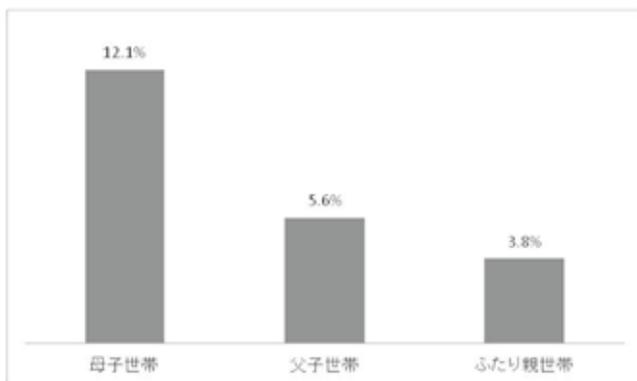
実に一般世帯と比較した場合の収入は、3分の1程度の現状である。一般社会からみると貧困の状況に母子世帯はおかれているのである。また、母子世帯の収入額別の区分では、100万未満は、3分の1を占めている。この数字から、母子世帯の厳しい経済的な貧困の状況がみられるのである。

労働政策研究・研修機構では、子どものいる世帯の生活状況を実施している。平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」報告書（平成24年2月）によると、子どもの不登校の経験をもつ母子世帯は、実に12.1%になっている。これに対してふたり親世帯の場合は、不登校の経験をもつ世帯は、3.8%と、その違いが明確になっている。相対的に母子世帯や父子世帯の子どもの方が、不登校を発生させやすい状況になっている。母子世帯の子どもが、なぜ不登校になりやすいのか。母子世帯の子どもは、貧困層の子どもにもなっており、学校内で差別を受けやすい状況にもなっている。

母子世帯の子どもに不登校の発生率が高いということは、学校教育の貧困家庭に対する教育問題としてみていくことも必要である。不登校問題と母子家庭の関係は、いうまでもなく直接に結びつくものではなく、その媒介項目に、不登校の原因を深めていかねばならないが、その原因をつくる基盤に母子家庭に対する社会的差別があるのである。つまり、不登校の問題が社会的背景をもった差別構造と結びついていることも直視しなければならない。

子どもの不登校経験を持つ世帯の割合（単位：％）

図表1



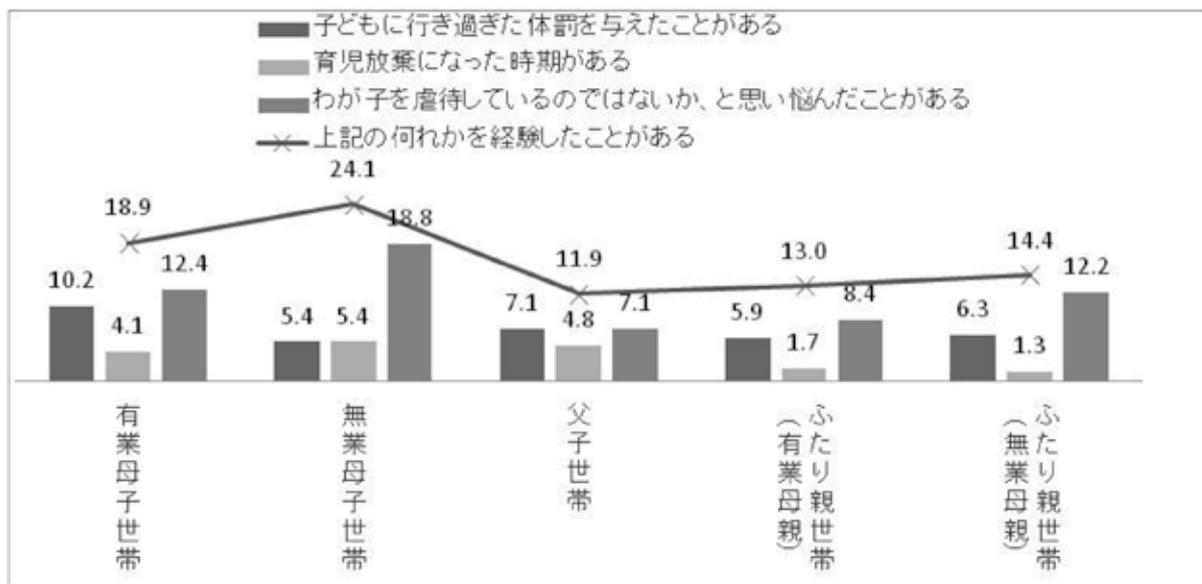
注：小学校以上の子どもを持つ世帯数は、母子世帯578、父子世帯72、ふたり親世帯1,040となっている。

労働政策研究・研修機構 平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」報告書、平成24年2月より

育児の挫折感の問題で興味あるデータは、有業の母子世帯が最も「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」10.2%と比率を高くしてことである。母親がそのように思っていることで、この回答には、自省の気持ちが含まれている。体罰について、理解していない親も多く、有業母子世帯の比率の高さが、子どもに体罰を加えていることが高いという実態として理解するものではない。この回答は、その親のあるべき子育て、こう育てたいことも含まれており、自分の思う子育てのできない挫折問題として読みとることが必要であり、ここにも自省の気持ちが含まれている。

育児挫折の経験の有無（単位：％）

図表 2



労働政策研究・研修機構 平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」報告書、平成24年2月より

平成22年度の児童相談所における児童虐待相談件数は、55152件にあがっている。平成8年の14年前の4101件と比べると、その数値の増大ぶりがみられる。これは、児童相談所の児童虐待の相談機能の充実もあるが、社会全体に子どもの虐待問題が深刻になっていることが数字にあらわれていることが読み取れる。

児童虐待の防止等に関する法律が平成12年に成立し、そのとりくみが児童福祉政策として強化された。子どもは愛情と理解のある豊かな家庭環境のなかで育っていくことが、人格の完全なる調和ある発達のために必要なことである。そのことは、子どもの未来の幸福にとって大切なことである。貧困家庭の子どもに対して、積極的に、家庭の愛護のもとで育てられるような国や地方自治体の条件整備の施策が必要である。子どもの人格形成において家庭の役割は、極めて大切であるという認識からの条件整備が求められる。

特殊な事例として、子どもに対する愛情と理解による家庭の機能が完全に崩壊している実態がある。残酷な虐待が日常化している場合もある。このような子どもの生存が守られない特殊なケースは、親権の一時的な停止や剥奪の措置が必要になる。

児童虐待防止法では、児童虐待を発見した国民の通告義務が明記された。平成16年から児童虐待の定義の拡大、通告義務の拡大、市町村の役割の増大がだされ、さらに、平成20年4月からは、児童の安全確保のために家庭に強制的な立ち入り調査や保護者に対する児童の面会の制限などが設けられた。虐待を受けた児童を保護するための里親制度の拡充の施策も平成21年4月から実施されている。

そして、平成23年4月から児童福祉法を改正して、親権停止及び管理権喪失の審判に、児童相談所長の請求権付与、里親委託中・一時保護中に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行を行うことができるようになったのである。

児童福祉法第28条では、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、家庭裁判所の承認を経て、児童養護施設や里親などの措置により一時的親権の停止、その更新の問題も含めての規程が設けられた。

児童の虐待の防止法の虐待の定義では、児童が同居する配偶者（事実上婚姻関係も含む）の暴力の問題も児童の虐待に相当する行為として捉えている。児童虐待の防止法の第2条の児童虐待の定義の4項「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」としている。配偶者に対する家庭内暴力は、児童に大きな精神的な苦痛を与えるのであり、児童虐待の範疇に法的にも入るのである。

児童虐待の防止等に関する法での「児童虐待」とは、第2条に次のように定義されている。保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

児童虐待についての児童相談所への経路は、児童虐待防止法の施行前と施行後に大きく変わっていく。平成9年、平成10年の児童虐待防止法の施行される以前では、家族や福祉事務所、学校などが主であった。平成16年から児童虐待の定義の見直しが行われ、同居人による虐待の放置、虐待を受けたと思われることも対象になり、通告義務の範囲も拡大され、市町村の役割も明確にされたことから、全般的に相談件数が急速に増大していく。

子どもの虐待による死亡事例等の検証結果の専門委員会による第七次報告が平成23年7月にだされている。この報告書は、平成21年4月から平成22年3月までの事例分析を行ったものである。この期間に厚生労働省が把握した事例は、虐待死事例47例、49人。心中事

例（未遂も含む）30例、39人であった。虐待死事例は、6割が身体虐待であり、ネグレクトは4割である。虐待死事例で48.9%が実母であり、心中事例は実母が56.4%である。

報告書では、望まない妊娠と出産の問題として次のようにのべている。「これまでの報告において、主たる加害者で最も多い実母の妊娠期・周産期の問題として、虐待死事例では「望まない妊娠／計画していない妊娠」（以下「望まない妊娠」という。）、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳未発行」が多くみられたが、第7次報告でも同様の傾向がみられた。「望まない妊娠」の問題は虐待死事例のうち11人（22.9%）にみられたが、そのうち56人（45.5%）は「妊婦健診未受診」及び「母子健康手帳未発行」の問題にも該当していた。また、3人（27.3%）は妊婦健診を受診しており、母子健康手帳も発行していた」。

望まない妊娠ということから、妊婦健診の受診をしていなかったためであり、また、母子健康手帳の未発行ということから、生まれてくる子どもについて十分な心の準備がされていないのである。望まない妊娠・出産の問題を現代にどうみていくか。かつて日本の歴史のなかで子どもの間引きの問題があった。

伝統的には、子どもを育てる経済的な力がなくて、間引きをしたのである。避妊の方法や人工的な流産の方法が、発達していなかったために、家族計画が合理的にできなくて間引きが行われたのである。この間引きと同時に水子供養の信仰があり、死んでいった子どもが神のもとに帰っていくということで、傷ついた女性の心を癒やすための風習があったのである。

虐待死事例において、1歳未満の乳児の場合と1歳以上3歳未満と3歳以上の場合では、加害の動機も異なっていると報告書は指摘している。かつての貧困な農村の家族で子どもを間引きしたと重ねてみると、1歳未満の子どもとそれ以上の子どもの虐待死亡の事例とは、動機が本質的に異なるとみられる。

報告書では「日齢0日が「子どもの存在の拒否・否定」、日齢1日以上3歳未満では、「保護を怠ったことによる死亡」、「泣きやまないことにいらだったため」、3歳以上では「しつけのつもり」の割合が高く、「保護を怠ったことによる死亡」も複数みられた。また、「保護を怠ったことによる死亡」（8人）では、自宅や車中に放置し火災や熱中症によって子どもが死亡した事例のほか、必要な栄養を与えないなどによって死亡した事例がみられた」。

望まない妊娠での日齢0日の虐待では、子どもの存在それ事態を拒否する精神構造があるのである。3歳未満では、放任・養育放棄ということで保護を怠ったことによる死亡事例が多い。

3歳以上になるとしつけのつもりとして、感情的に暴力を振るうことが多くなっていく。報告書では「しつけのつもり」（8人）について加害者の内訳をみると、実父3人、継父2人、両親2人、実母の交際相手1人であり、「子どもが反抗した」、「おねしょ（夜尿）に腹が立った」などがきっかけとなっていた。

子どもの成長・発達の過程で見られる変化についての養育者の理解が乏しく、「しつけのつもり」として、感情に任せて力で子どもの言動を制しようとする虐待は例年複数みられる」としている。ここでは、実父や継父などの事例が目立ってくるのである。

しつけのつもりで子どもを虐待している事例は、子どもの人権そのものを否定し、子どもを自己の従属物としてしかみていない意識が根底にある。子どもに対する愛情を基礎

に、子どもにも一人の人間としての尊厳をもっていることの意識が希薄な側面があることを見逃してはならない。3歳以上の児童虐待となると実父や継父などが感情に反抗したから、おねしょをしたからと暴力をふるって死亡させてしまうケースがでてくる。これは、自己中心性の男性のもっている支配欲と結びついた暴力性である。

女性の場合は、感性的に我が子意識からくる自然的な母性からの本能による子どもを守り育てようとするものが身につけているが、男性の場合は、目的意識的にならなければ子どもに対する愛情意識をもてない。家族を培って、愛情で結ばれた夫婦の関係で生まれた子どもには、父親は、その基盤のうえに愛情を注ぎ、子どもの成長への期待をはずませていくが、それも目的意識性がなければ、子どもに対する愛情は、生まれてこないものである。

虐待の子どもの家庭の経済状況は、極めて厳しい状況である。報告書では経済状況との関係で次のようにのべている。「実父母の就労状況について「無職」の構成割合をみると、虐待死事例で実母が50.0%、実父が16.1%、心中事例で実母が40.0%、実父が15.4%であった。特に実父の「無職」の割合は年々高くなっている。家族の経済状況について構成割合をみると、「生活保護世帯」ないしは「市町村民税非課税世帯」は、虐待死事例で27.7%、心中事例で13.3%と第6次報告よりも高くなっている。無職ということで、経済基盤がなかったりするなど、貧困問題が子どもの虐待に大きく関係している現実を直視しなければならないのである。

子育てをめぐる状況は、子どもの虐待の問題にあらわれるように、親をめぐる精神的貧困の問題が大きく横たわっている。子どもを保護するということが、深い心の傷をもっている子どものケアしていかねばならない。これは、現代的な社会的養護の特別の課題がある。親や大人からの愛情の喪失、欠乏のなかで育った子どもへの特別の保護が要求されているのである。

また、精神的な貧困のなかで育った子ども達は、歪な発達もあり、それを矯正していく特別の学習が求められている。身体的・生活的保護から発達保障をしていくための学習的支援、心の傷を癒やしていく精神的・情操的な発達支援が現代の児童養護施設に求められるようになっていく。

児童養護施設は、児童福祉法により社会的養護施設であり、保護者のいない児童ばかりではなく、児童虐待などによる家庭の子育ての機能を果たしていないなかで育つ児童が大きな位置を占めるようになっていく。児童虐待などによる大きな心の傷をもっている子どものケアは、親の愛情のもとに育っていないことから、人間関係の発達も正常ではなく、感情のコントロールも十分に育っていないのが現状である。

児童養護施設や乳児院などの社会的養護と子どもの成長における家庭の役割をどのように考えていくのか。子どもは家庭の愛護のもとで育つという原理的な問題と社会的養護の位置づけをどのように考えていくのか。また、社会的養護を行っていくうえでの家庭的な機能をどのようにもたせていくのか。親が本来的にもっている子どもに対する愛情の問題を施設職員はどのように人間的に接触していくのか。

児童養護施設は、家庭のように肉親による自然発生的な人間関係とは異なり、人為的につくられた他人同士の生活の場であり、親に替わって施設職員が目的意識的に子どもを保護し、養育していく場である。施設職員の専門的な知識と技能によって、家庭に替わる生

活の場である。

施設に入所してくる子どもは、異なる家庭関係、生活習慣や文化的な違いを持っている。児童虐待などで心の傷の深さは、その現れ方も異なり、知的に身体的にも異なっている。施設職員は、それぞれの子どもを個別的に理解して、集団生活をつくりあげていくことは、容易なことではない。

子どもを理解していくための個別化の原理と、施設における集団的援助は、グループワークの工夫、遊びの集団への援助、地域社会をはじめとする社会参加の援助、情緒的な共感関係など日常的な施設職員に必要とされる力量がある。子どもの成長における家庭での愛情や情操的な関係は、極めて重要である。

本来的な家庭を奪われた子ども達に、家庭に替わって集団的な児童養護施設のなかで、その機能を発揮させていくためには、極めて大切なことである。このためには、施設職員の専門的な知識や技能が欠かせない。最も基本的なことは、家庭的な愛護の姿勢をどのように子どもの個別的な問題状況を理解しながらつくりあげていくかという施設がまず問われるのである。

### 3. 大和の家の小規模ユニット制の意義と社会的養護施設の大規模制の現状

子どもの虐待が増大していくなかで、家庭の愛護を支えるための児童の社会的養護は、極めて重要になっている。京都の大和の家は、子どもの成長における家庭の愛護の役割の重要性を考えて、児童養護施設の中に、家庭的なユニット制を施設の原理とした。そして、施設のもつ閉鎖性を克服するために、地域の児童家庭支援センターや地域の町内会に加入して地域行事に子ども達が積極的に参加していく施設とした。

京都の大和の家は、児童養護施設60名、乳児院20名の定員をもっている。また、同時に地域の児童家庭支援センターの役割も果たすために、山城子どもセンター大和も開設している。地域のなかで子どもが育つという稲盛和夫の考えから、施設の子供達は地域の行事に積極的に参加していくという理念からである。大和の家は、ユニークな地域開放型をめざしての児童養護施設である。

子どもの成長に合わせての養育の一貫性をもたせるために養護施設に乳児院を併設している。養護施設では60名の定員に対して6つの家庭的な日常生活生活単位を大切にしたユニットを整備している。乳児院では、発達段階別の3つのグループにわけて、子どもの愛着行動形成の確保をはかっている。

施設職員の構成は、施設長2名、事務職2名、相談員2名、心理士2名、指導員15名、保育士29名、看護師4名、栄養士3名、調理師2名、調理員（パート）3名、非常勤（心理士3名、保育士5名）、嘱託2名となっている。児童養護施設では、ひとつのユニットに10名程度の職員を配置して、4名から5名が暮らして一般家庭の環境に近い生活ができるように工夫している。各ユニットには、キッチン、食堂、居間、居室、洗面所、トイレなど家庭としての日常生活ができるように条件を整備している。

乳児院は、愛着形成の確保と養育の一貫性、ケアの連続性を図るために児童養護施設に併設している。乳児院は、年齢段階に3つのグループに分けて、乳幼児の発達に即した

ハードを整備している。

大和の家では、住み込み職員を配置して、できる限り家庭的機能をもたせながら社会的養護をしていこうとするのが特徴である。本来的に家庭で子どもが育っていくことが基本であるという理念から早期家庭復帰のために自立生活促進のためのサポートルームの設置をしている。また、親との絶えざるコミュニケーション、親へのサポートなどを頻繁に行っている。

大和の家に入所してくる子どもの63%は、虐待を受けていたことが施設入所の理由になっている。被虐待児童のための心のケアは極めて重要なことである。このために、特別にカウンセリングルーム、プレイルームの設置をしている。恵まれない子ども達の学習成績をきちんと確保するために、塾と連携しての児童養護施設内で勉強会を組織している。このための学習室の確保もしている。大和の家に入所してくる子ども達の理由別の比率は、下記の表に示す通りである。

表 (1)  
大和の家・養護施設入所の理由別比率

| 被虐待 | 精神的障害をもつ保護者 | 母子家庭 | 父子家庭 | 実父母なし | 実父母あり | 実母・継父<br>(実父・継母) |
|-----|-------------|------|------|-------|-------|------------------|
| 63% | 23%         | 56%  | 18%  | 0%    | 11%   | 16%              |

表 (2)  
大和の家・乳児院入所理由別比率

| 被虐待 | 精神的障害をもつ保護者 | 母子家庭 | 父子家庭 | 実父母なし | 実父母あり | 実母・継父<br>(実父・継母) |
|-----|-------------|------|------|-------|-------|------------------|
| 18% | 55%         | 45%  | 0%   | 0%    | 45%   | 9%               |

大和の家の児童養護施設では被虐待児童の比率は大きな位置を占めているが、乳児院では、それほど多くなく、精神的障害をもつ保護者の割合が55%となっており、さらに母子家庭が45%となっている。つまり、精神的障害者の保護者と母子家庭の保護者が子どもを乳児院に入所させている。乳児院も児童養護施設も母子家庭の割合が高くなっているのも特徴である。

大和の家の指導・運営方針では、4つの柱をたてている。

第1は、集団生活を通じて児童の基本的な生活習慣（あいさつ、整理整頓など）の確立と豊かな人間性・情操を養い、社会への適応と自立を図る。

第2に、保護者への支援と関係機関との連携を図り、児童の早期家庭復帰を促進する。

第3に、地域間交流ホール等を活用し、地域社会との交流を図る。

第4に子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）の推進を

図り、地域社会に開かれた施設づくりに努める。

以上の指導・運営方針の4つの柱は、子ども達の幸せを追求すると同時に、子ども達の自立を支援するためにあり、この実践的な課題をとおして社会福祉の進歩に貢献することを基本理念としている。大和の家の基本的な特徴に、施設の閉鎖性を打破して、地域に根ざしながら地域と共に歩いていくことである。

そして、家庭の子育ての機能を創造的に施設内で造り出し、親とも連携して早期に家庭に復帰できるような条件を絶えず探って、子ども達を育てていることが特徴である。つまり、地域やコミュニティ、地域の関連機関との連携ということで、コミュニティと家庭の教育力にこだわって指導と運営をしているのが基本的な特徴である。

大和の家を全国的な児童養護施設と比較するために、厚生労働省の実施した「児童養護施設入所児童等調査結果」と比較することにしよう。

平成20年2月現在の「児童養護施設入所児童等調査結果」厚生労働省雇用均等・児童家庭局平成21年7月公表によれば、養護施設児31593人、乳児院児3299人、里親委託児3611人である。平成20年の社会的養護施設に関する実態調査では、施設数569のうち489の施設が回答しているが、20人以上という大舎が370施設と75.8%の割合を占め、13人から19人の中舎は、19.5%、12人以下の小舎が23.4%となっている。

大舎のなかに小規模グループケアを行っているユニットがある場合は、小規模グループに分類している。大舎の一舎あたりの児童数は、42人となっているのが現実である。このように家族的なかたちで児童養護施設で社会的養護が行われているのは少ないのが現状であり、大和の家のように家族的なユニットをもうけてグループ運営の施設を運営しているのが少数派である。子どもの社会的養護は、大人数で寮のしくみによって行っているのが実態である。

表 (3)

児童養護施設の寮舎の形態

|               | 大 舎    | 中 舎    | 小 舎    |
|---------------|--------|--------|--------|
| 施設数の実数        | 370    | 95     | 114    |
| 施設全体なかの割合     | 75.80% | 19.50% | 23.40% |
| 舎数            | 476    | 220    | 444    |
| 1 舎あたりの定員数の平均 | 45.65  | 15.43  | 8.82   |
| 一あたりの在籍児童数平均  | 42.09  | 14.46  | 8.36   |
| 職員一人あたりの児童数平均 | 4.43   | 3.91   | 3.39   |

厚生労働省社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在） 調査回答施設数489  
職員一人あたりの児童数は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

大舎 1 舎あたり20人以上 中舎13人から19人 小舎12人以下

大舎のなかに小規模グループユニットがある場合、小規模グループケアによる定員在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

表 (4)

## 定員規模別児童養護施設数

|     |               |               |                |                 |                |                |               |
|-----|---------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| 定員  | ～ 20          | ～ 30          | ～ 40           | ～ 50            | ～ 60           | ～ 70           | ～ 80          |
| 施設数 | 7<br>(1.20%)  | 51<br>(9.00%) | 83<br>(14.60%) | 128<br>(22.50%) | 89<br>(15.60%) | 74<br>(13.00%) | 50<br>(8.80%) |
| 定員  | ～ 90          | ～ 100         | ～ 110          | ～ 120           | ～ 150          | 150～           | 計             |
| 施設数 | 35<br>(6.20%) | 20<br>(3.50%) | 13<br>(2.30%)  | 7<br>(1.20%)    | 6<br>(1.10%)   | 6<br>(1.10%)   | 569<br>(100%) |

厚生労働省社会福祉施設等調査 (平成20年10月1日)

厚生労働省は、平成23年7月に社会的養護の課題と将来像を社会保障審議会児童部会社会的養護専門員会としてとりまとめている。そこでの社会的養護の基本的方向として家庭的養護を優先させて、施設養護でも、できる限り家庭的な環境で養育を推進をうたい、小規模グループケアを基本にするように方針を出している。

また、虐待を受けて心に傷を負った子ども等への専門的な知識や技術によるケアを大切にする方向性を示しているが、大規模で多人数による児童養護施設の社会的養護は、それらの方策は難しいのが現状である。

この意味で、稲盛和夫が理事長になって運営している児童養護施設では、一般家庭の環境を目指して10人を単位にユニットケア方式で社会的養護をしていることは極めて重要なことである。

前記の「児童養護施設入所児童等調査結果」より児童養護施設に入所してくる理由では、直接的な母親の養育上の困難からの原因が大きな位置を占めている。その理由別児童数は、母の行方不明1869人、母の精神疾患等3197人、母の放任・怠惰3707人、母の虐待・酷使2693人、母の拘禁1048人、母の就労1293人、母の死亡580人など母親の養育上の困難からの児童養護施設の入所が最も比率を高くしている。

直接的な母親の養育上の困難以外の児童養護施設に入所理由別では、父母の離婚1304人、父母の不和252人、養育拒否1378人、破産等の経済的理由2390人、児童の問題による監護困難1047人、父の就労1762人、父の虐待・酷使1849人、父の拘禁563人、父の精神疾患180人、父の入院327人などとなっている。

母親の子育ての役割が大きい社会的状況のなかで、母親の行方不明や母親の精神的疾患等、母親の虐待・酷使、母親の放任・怠惰などが養護施設に入所していく大きな理由になっているのである。子どもにとって、母親の存在は、家庭で暮らせるための非常に大切な位置になっているのである。母親の行方不明、母親の病気は、子どもにとって家庭の場が奪われていく大きな理由になっている。さらに、母親の虐待や拘禁なども一定の位置を占めている。

表 (5)

児童養護施設に入所理由別児童数

| 総数        | 父の死亡         | 母の死亡   | 父行方不明   | 母行方不明   | 父母の離婚 | 父母の不和   |
|-----------|--------------|--------|---------|---------|-------|---------|
| 31,593    | 195          | 580    | 328     | 1,869   | 1,869 | 252     |
| 父の拘禁      | 母の拘禁         | 父の入院   | 母の入院    | 父の就労    | 母の就労  | 父の精神疾患等 |
| 563       | 1,048        | 327    | 1,506   | 1,762   | 1,293 | 180     |
| 母の精神疾患等   | 父の放任怠惰       | 母の放任怠惰 | 父の虐待・酷使 | 母の虐待・酷使 | 遺児    | 養育拒否    |
| 3,197     | 654          | 3,707  | 1,849   | 2,693   | 166   | 1,378   |
| 破産等の経済的理由 | 児童の問題による監護困難 | その他    | 不祥      |         |       |         |
| 239       | 1,047        | 2,674  | 631     |         |       |         |

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成22年)

児童養護施設に入所している子どもで虐待経験があるということは、実に31593人のうち16867人と、53.4%になっており、半数以上を占めている。児童養護施設に入所してくる虐待の傷の深刻性がみられ、その心の傷について、児童養護施設全体としてのきちんとした取り組みの重要性を示しているのである。

子どもたちへの虐待の内容は、身体的虐待39.8%、性的虐待3.9%、ネグレクト66.2%、心理的虐待20.4%となっている。最も多い虐待の内容は、ネグレクトであり、実に3分の2を占めているのである。ネグレクトが増えていることは、本来的に子育てのことが親に自然界としての人として与えられていることが、一部の親たちに消えていっているのである。人間の親としての本来的に備わっていることが、何らかの原因で消えているということで、人間としての生命の再生産、種の再生産としての退廃現象である。

表 (6)

児童養護施設の子どもに対する被虐待経験の有無と内容

| 総数                  | 虐待経験あり             | 虐待経験なし             | 身体虐待              | 性的虐待           | ネグレクト              | 心理的虐待           | 不明              |
|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| 31,593<br>(100.00%) | 16,867<br>(53.40%) | 12,902<br>(40.80%) | 6,707<br>(39.80%) | 664<br>(3.90%) | 11,159<br>(66.20%) | 344<br>(20.40%) | 1752<br>(5.50%) |

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成22年)

養護施設に入所している子どもで実父母がいるのは27.8%である。両親がそろっている子どもは極めて少ないのが現状である。実母のみが42.5%、実父18.5%、実母養父7.7%、

実父養母2.5%などとなっている。児童養護施設に入所してくる比率の高い世帯は、母子世帯になっているのである。母子世帯の多くが貧困世帯になっていることから、社会的に児童養護施設に入所してくることに、母子世帯の親自身の経済的な自立を促していく社会的な問題が潜んでいることを忘れてはならない。

表 (7)

両親又は一人親ありの内訳別児童数

| 総数                 | 実父母あり            | 実父のみ              | 実母のみ               | 実父養母           | 養父実母             | 養父養母          | 養父のみ           | 養母のみ          | 不祥            |
|--------------------|------------------|-------------------|--------------------|----------------|------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 26,277<br>(100.0%) | 7301<br>(27.80%) | 4,858<br>(18.50%) | 11,161<br>(42.50%) | 662<br>(2.50%) | 2,029<br>(7.70%) | 48<br>(0.20%) | 108<br>(0.40%) | 74<br>(0.30%) | 36<br>(0.10%) |

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成22年)

児童養護施設に入所してくる子どもの身心の状況で障害等があるというのは、養護施設に入所している子ども31,593人のうち、7,384人と全体の23.4%と約4人に一人の割合で障害をもっている。とくに、知的な障害が2,968人と9.4%と最も高い。表(8)より、その障害の内容は、広汎性発達障害815人、ADHD791人、LD343人、てんかん391人、身体虚弱753人、肢体不自由131人、視聴覚障害246人、言語障害411人と様々な障害内容である。

これらの数は重複回答があり、子どもによっては、複数以上の障害をもっている場合もある。児童養護施設の生活援助の問題を考えていくうえで、障害児の援助、自立の課題が大きくあるのである。児童養護施設は、単に家庭にめぐまれない健常者の子どもを社会的養護するというだけではなく、ハンデキャップをかかえている子どもも社会的養護をしている。

表 (8)

児童養護施設入所の障害児の実態数

| 総数                  | 障害あり              | 身体虚弱                     | 肢体不自由          | 視聴覚障害          | 言語障害             |
|---------------------|-------------------|--------------------------|----------------|----------------|------------------|
| 31,593<br>(100.00%) | 7,384<br>(23.40%) | 753<br>(2.40%)           | 131<br>(0.40%) | 246<br>(0.80%) | 411<br>(1.30%)   |
| 知的障害                | てんかん              | ADHD<br>(注意欠陥・<br>多動性障害) | LD<br>(学習障害)   | 広汎性<br>発達障害    | その他<br>障害等       |
| 2,968<br>(9.40%)    | 391<br>(1.20%)    | 791<br>(2.50%)           | 343<br>(1.10%) | 815<br>(2.60%) | 2,314<br>(7.30%) |

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成22年)

厚生労働省雇用均等・家庭児童局の平成20年2月の調査結果での児童養護施設での指導上留意しなければならないことの内容項目で多いのは、心の安定、家族との関係、友人と

の関係、学習の興味・関心、しつけ、職員との関係などになっている。なかでも心の深い傷をもっている子どもたちに、その傷を癒やして、温かい家族的な人間関係をつくりあげていくことは、児童養護施設においては、重要な課題である。

表 (9)

児童養護施設で特に指導上留意していることでの児童数別の内訳

| 総数                  | 心の安定               | 友人との関係            | 家族との関係             | 学習の興味・関心           | しつけ                | 心理的対応             | 社会的規範             | 職員(里親との関係)        |
|---------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 31,593<br>(100.00%) | 21,146<br>(66.90%) | 1,217<br>(38.50%) | 16,956<br>(53.70%) | 11,025<br>(34.90%) | 12,101<br>(38.30%) | 5,743<br>(18.20%) | 6,517<br>(20.60%) | 1,009<br>(31.90%) |

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成22年)

学業の状況については、遅れがあるという子どもの比率は、27.4%である。学業の状況が優れている子どもは、3.9%にすぎない。多くは、特に問題なしと47.8%と半数を占めている。児童養護施設の子どもたちにとって、家庭がめぐまれないことで、学業成績にもハンデキャップをもっていることがうかがうことができる。

表 (10)

学業の状況別児童数

| 総数                | すぐれている         | 特に問題なし           | 遅れがある           | 不祥              |
|-------------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 31,593<br>100.00% | 1,231<br>3.90% | 15,097<br>47.80% | 8,661<br>27.40% | 6,604<br>20.90% |

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成22年)

#### 4、 稲盛和夫の恵まれない子どもに対する見方

稲盛和夫は、恵まれない子どもに対して、なにかできないことはないかと、自分の生き方について体験と哲学をわかりやすく青年たちに温かい気持ちで綴った「君の思いは必ず実現する」という本を出版した。この本を児童養護施設、少年院などに送っている。また、大和の家に忙しいなかでも時間をとってたびたび訪れて、子どもたちとの交流と支援を行っている。

また、稲盛和夫は中小企業の経営者からの話しとして、非行少年に走った子どもにも未来の可能性があるということに確信をもらっている。とくに、経営者の役割として、恵まれない子どもたちを積極的に育てている盛和塾のメンバーに感銘をうけている。京都・滋賀からのインターネットのホームページで発信する学者、経済人、宗教者、文化人ら九人が執筆している明日への視座で稲盛和夫は、恵まれない子どもたちへの可能性について次

のようにのべている。

「非行に走った子どもたちのことがいつも気にかかり、ことしの春に子ども向きの本「君の思いは必ず実現する」(財界研究所刊)を出したときも、少年院や少年鑑別所、児童養護施設などに送らせてもらいました。すると、たくさん子どもたちから感想文が送られてきました。感想文の中には、千葉県型の型枠工事の会社で働く若い人たちからのものもありました。

その会社の社長さんは、若いころグレて、あるとき思い直して会社を起こした人です。今は、私の経営理念や生き方を勉強する若手経営者の会「盛和塾」に入っています。型枠は、土木工事のとき、セメントを流し込む際などに使うもので、作業はつらく、就職する若者は少ないと聞きます。そのため、社長は自分の体験から、更生を期して社会に出てきた子や、児童養護施設出身の子を率先して採用し、励ましています。

「君の思いは必ず実現する」が出たらさっそく15歳から18歳の社員に「読め」と1冊ずつ買い与え、「レポートを書きなさい」と指示したそうです。そして、中学の3年間は成績がオール「1」だったという子が、「字が書けなかったら辞典を貸してやるから、引いて漢字を書いて」と社長に言われ、立派な字で感想文を書いてきました。

虐待を受けて、児童福祉施設で育ててきて、15歳で型枠の職場で働き始めた子が毎月、母親に仕送りをし、休みの日には母親のいる家に帰って、親子で一緒に暮らしたいと思えますと書いてきました。すばらしい人生の目標を発見してくれたと思います。

私の体験や先人の知恵を紹介した本が、逆境の子たちに勇気を与えて、人生の出直しの光をともしてくれているという感じがして、私は、その社長さんに「ほんとにあなたはいいことをされました。あなたの会社の社員が立派になっていくだけでなく、逆境の子どもたちが立派に成長していくことは、社会の宝を作るすばらしい行為です」と返事を書かせてもらいました」。(4)

盛和塾で学ぶ建設の型枠事業にとりくむ会社社長は、自分の若いときにグレていた経験があることから、若い恵まれない環境に育った子どもたちに対して理解が深く、非行に走った子どもや児童養護施設出身の子どもたちを積極的に雇って育てているのである。彼は、稲盛和夫著の「君の思いは必ず実現する」という本を読んでもらい、青年たち自身が自分の可能性を信じて、仕事の生きるうえでの大切さ、未来に向けて努力などの勉強を援助している。

恵まれない家庭環境で育て、児童養護施設に入所した子どもたちの進路の問題は、極めて大切な課題である。貧困の世代的再生産を断ち切るためにも経営者が積極的に彼らを雇い、育てていく社会的役割があるのである。仕事に人気がない、仕事がつらいという分野では、なかなか人が集まらないのも現実である。大学生や高校生が就職難という2012年の現在でも、労働力の足りない分野も多いのが現実である。型枠などの建設現場の技能工、福祉の分野、農林漁業の分野など労働力不足が目立っている。

このような現状のなかで、それらの労働力不足の分野での経営者が若者たちに、自らの仕事の喜び、楽しさ、そこでの人間的な成長の姿を教えていく社会的な意義は、極めて大きなものである。この盛和塾で学ぶ型枠事業を営む経営者が、恵まれない環境で育った青年たちに綴り方や感想文を書かせている取り組みは、企業そのものが社会的に教育的な役割を積極的に示している事例である。

学校の成績がオール1であったほどの青年にも自分の気持ちを率直にのべる綴り方をさせて、自分の明日への確信を理性化させている。また、児童養護施設の出身の青年には、自分の気持ちを書かせて、親に仕送りをし、休みのときに親と一緒に過ごす喜びを体験させている。このことは、企業の社会的な教育的貢献でもある。社長は、書くことを成就するために国語の辞書を渡しながら懇切に綴り方の支援をしている。社長として、学校教育では見捨てられ青年を積極的に援助している。十分に書くこともできなかった青年たちに国語教育である綴り方の指導をしているのである。稲盛和夫の塾である経営者の勉強会をとおして、経営者として、恵まれない若者たちを育てていくことの大切さを学んで、実践しているのである。

稲盛和夫は、恵まれなかった環境で育った青年たちの育ちの援助で大切なことは、単に、上から教え込むという姿勢ではないと。それじゃダメ、被害意識をすてろといったところで、苦しい体験をした子どもたちに簡単に心をほどくことができないことがあると次のように述べている。

「単に、大人たちが「それじゃダメだ」「被害者意識を捨てる」などと言ったところで、つらく苦しい人生を送ってきた子どもたちの心は、簡単にはほどけません。苦難の中で立ち上がる人間のあらゆるケースが説かれているため、子どもたちはそれを読んでいるうちに、たとえ反発しても、少しずつ素直になっていくのでしょう。そのきっかけになったことばを、子どもたちが感想文のあちこちに引用しています」。(5)

虐待を受けた子どもや家庭環境の厳しいなかで育った子どもたちのこころの傷は、簡単にほどけるものではない。子どもたちに何度も失敗したり、苦難のなかで成長していった大人たちの事例や様々に正しく社会のため、世のために生きてきた人々の生き方を感想文を書かせていく。このことは、その心の傷を癒して、明日への希望や努力のきっかけをつくるものにはなると稲盛和夫は、強調している。その意味で自分の人生体験や生き方を本に書いて子どもたちに送ったと述べている。

どんな境遇に育った子どもでも、子どもたちは、社会の宝であるということが稲盛和夫の根本精神である。このためにも、子どもたちに大人が愛情をもって育てていくことであると。そこが、子どもたちの未来の可能性が大きく花となって開いていくというのが稲盛和夫の子育て観である。

子どもは愛情を注ぐことによって、いくらでも心が豊かになっていくというのが稲盛和夫の信念からである。現代社会は、この愛情をもって育てるという人間の親としてのあたりまえのことが、否められていると、次のように稲盛和夫は、述べる。

「子どもを育てるには、大人が愛情を持って接しなければいけません。愛情の注ぎようで子どもはいくらでも心豊かに育ちます。しかし、物があふれた社会では、物を与えることが愛情だと間違っている親が多い。子どもたちに与えなければいけないのは、物ではなく愛情なのです。現代は大人が欲望につき動かされて行動している。子ども達も見よう見まねで同じようなことをしています。いま一度、大人が他を思いやる温かい心を、取り戻さなければいけません。……

《稲盛さんは鹿児島で生まれ育った。子どもたちのことを考えるとき、鹿児島の幼少期の体験、そして気丈で明朗だった母親のことがよみがえるという》

### 愛情ほしがっていた

私は、甘えん坊でいつも母親について回り、愛情を人一倍ほしがっていた子でした。今でもこの年にして、何かの瞬間に、「お母さん」とつぶやくことがあります。

施設をつくろうという気持ちになった自分の深層心理をのぞいてみると、母親の愛情に飢えていた子ども時代が浮かんできます。ただでさえ母親の愛情を欲しがる子が虐待を受けるとするのは、どれほどつらいことか、その気持ちが本当によく分かるのです。

《稲盛さんは、かつては京セラ社員の子弟や一般の子どもを対象に米国研修ツアーを実施、現在は中国の子どもを日本に招き、国際社会に生きる子どもの育成に力を入れてきた。次代を担う子どもたちに注ぐ目はいつも温かいが、一方で大人や社会への注文は厳しくなる》

### 人生は希望を持って

子どもには悲観的な見方で人生を見てはいけない、希望を持って生きようにと願っています。大事なことは、素晴らしい心を持った子どもを育てようと思えば、大人が愛情を持って育てることです。そうすれば、愛情豊かな子に育ちます。現在の30、40代の親たちは、高度経済成長期に物に埋もれ、豊かに育ってきた。愛情豊かな育て方をされていないように思います。その世代の子育てというのは、これでいいのかと思わせる。心配なところだ。 (6)

貧しい恵まれない子どもたちに、発達を保障するために子どもの家をつくって教育実践をしたイタリアの教育学者のモンテッソーリは、子どもの発達において、大人の子どもに対する愛情の大切さを次のように述べている。

「子どもは愛情によって自己実現に到達することが起こります。……ふつう愛情といえば感情と理解しますが、子どもの愛情は知性から出てきて、愛情をこめてながめながら、構成します。子どもを熟視するようにさせる入れ知恵は、ダンテの言葉でいえば「インテレート・ダモーレ (知性、愛情の視力)」と言えます。

あの生気がすでに失われたわたしらおとなにとってまったくつまらないと思われる環境の特徴を、生き生きと精密に観察能力は、疑いもなく愛情の一つの形です。ある外見について、他の人が見ず尊重せず発見もしないような特徴に気づかせる感受性こそ、愛情の特色ある目印ではないでしょうか。幼児の知性には隠れたものも見のがさないのは、まさに愛情をもってながめ、決して冷淡に見ないからです。この積極的な燃え深まる持続的な愛情への没頭は、幼児期の特色です。

……子どもの環境では、おとなは愛情の最も重要な目的物です。子どもはおとなから物質的援助を受け取り、また自分の形成に必要なものを強い愛情をもって受け取ります。子どもにとっておとなは尊敬に値する者です。その口唇からは尽きせぬ泉からのように言葉が流れ出で、それは自分の話す力のために必要なものであり、またそれからさきの行動の手引きになるものです。

おとなの言葉は子どもには、高級な世界からくる啓発と同じ影響を与えるものです。おとなはその動作をもって、無から出てきた子どもに、人間はどうして動くべきかを見せます。おとなをまねることは、子どもにとって生活にはいることを意味します。おとなの言葉や動作は、子どもの心への暗示力を得させるほど、魔力や魅力があるものです。 (7)

子どもは大人の愛情によって自己実現していくのである。子どもにとっての大人からの

愛情は、怒りや悲しみ、快楽という感覚的な感情ではなく、知性を伴った人間的な子どもを熟視しながらの愛情である。幼児にとっては、親をはじめとする大人からの愛情が特別に重要な意味をもっているのである。

モンテッソーリは、子どもの感覚教育を幼児期に大切にしている。この意味は、大人の愛情に支えられて生物学的に、社会的に正常な発育を支持するという原理によってである。正常な感覚の発育は、知的活動の発達に先立つものであるという見方からである。視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚の発達は、知覚の基礎であり、認知と情操の発達、道徳の形成にとって、密接に結びついているのである。感覚の発達は、豊かな情操と、他の人を思いやり、共有していく感覚をつくりあげていく。

人間は、未熟なまま生まれる。一人前になっていくことは長い年月がかかる。生物学的にも身体的成長も長い年月がかかる。生まれたときに、人間は歩くこともできず、自立して2本足で行動するには、一年以上がかかる。食べることも自分自身でできない。親をはじめとする大人の援助によって、生存することができるのである。人間は長い未熟の期間をもたねばならない。

子どもは、大人の保護によって生存することができるのである。子どもは、親をはじめとする大人を信頼する心が自然に備わって、大人に依存し、保護されるのである。人間の発達のはじめは、基本的信頼からはじまるのであるということを社会心理学者のEH・エリクソンは、「幼児期と社会」からライフサイクル論に至って九つの発達の段階から述べる。

「良い遺伝子と愛情深い両親から恵まれた幼児は幸せである。いつも熱心に関わり、彼の存在を心から喜び祖父母を持つ幼児は、なおさらである。基本的信頼なしには幼児は生き延びることさえできないという事実を我々は認めなければならない。

つまり、現に生きている人は、皆、基本的信頼を獲得し、それによってある程度まで希望という強さを得ているということになる。基本的信頼は希望の証である。この世の試練と人生の苦難から我々を守る一貫した支えである」。(8)

信頼のない人間関係は、不信という孤独なる人間関係である。不信は人生のあらゆる側面を汚染し、他者との友情や愛情を奪い取っていくのである。幼児期からの児童期にかけての子どもの虐待は、信頼という人間的な本質的な関係を育てていかない。大人への不信は、人間として協働や共生していくところ、絆のところなどを育てていかない。子どもは親をはじめ大人の愛情に支えられて、自律性や自発性が育っていくのである。子どもは、一歳頃になってくると自分で歩こうと意欲的になる。失敗を繰り返していくが、歩こうとする強い意志によって、一步一步達成していく。

歩こうとする強い意志は、子どもの成長によって自然に生み出されていくのである。最初は、強く歩こうとする意志をもっていても限界をもっている。足の発達の度合いによって不安定な状態で、失敗し、後戻りし、自信を失い、疑惑と恥を感じていく。この疑惑や恥も親をはじめとする大人の愛情によって励ましをうけて、また、強い意欲になっていくのである。

現代の日本社会は、子どもの虐待が深刻になっている。子どもは家庭の愛護のなかで育つことが人間的な成長にとって極めて大切である。しかし、このあたりまえのことが難しくなっているのが現代である。乳幼児のときに、虐待を受けて、貧困によって、戦争によって、大きな心の傷をもっていく。不幸な子ども達が現実には数多くいる。子どもにとって

の母性的人間関係が生まれたときから失われている状況がある。母親と同じように、それに替わる社会的養護が求められているのである。

母性的養育の喪失による不幸な結果を分析したジョン・ボウルビーは、人間的成長に母性的愛情が欠くことのできないこととして次のように述べる。「幼児は、自分が母親の喜びと誇りの対象であることを感じる必要があるし、母親また、子どもの人格の中に自分自身の人格の延長を感じなければならない。

このように両者が相手の人格を自己の中に取り入れることが必要である。母性的愛ぶとは、勤務とか当番といった考えで行われるものではなく、それによって、相互の性格が影響を受ける血の通った人間関係である。食物にしても、ただカロリーとビタミンが含まれているだけでは充分とはいえない。それを喜んで食べることが重要である。同様に、母性的愛ぶも一日何時間といった考えではなく、お互い同志が接触を楽しんでこそ意味がある。このような楽しみと一体感は、その関係が継続的である場合に可能となる」。(9)

母親の愛情は、子どもの成長に欠くことの出来ないものである。この原理を大切にしながら、児童養護施設は考えていくべきである。いうまでもなく、子どもの成長の発達の段階において、母性的な関係だけではない。父親との関係、祖父母との関係、兄弟や友だちとの関係、遊び集団との関係、地域との関係、保育園や学校での関係など様々な人間関係のなかで子どもは人間的に成長していくのである。

従って、母子関係を絶対的にみる見方は、子どもの成長の可能性を一面化することになる。にもかかわらず、乳幼児のときは、子どもにとって、母子的養育は重要性をもっているのである。虐待などを受けて十分に親からの愛情を受けずに育った子どもは、心の傷を深くもっている場合が多い。

しかし、子どもは、そのことによって一生が決定づけられていくものではない。幼児のときに十分な愛情を親から受けていなくて、寂しい思いをして育った子どもでも、その後における成長過程での大人との様々な出会いのなかで、深い傷が癒やされていく可能性をもっているのである。人間は主体的に変わっていく存在であり、とくに子どもの成長期には、豊かな感情が培っていくものである。

成長の段階を宿命的にみるのではなく、やり直すことができるというという立場から、子どもの発達を援助していく努力が大切であり、子どもが主体的に自ら変わっていく契機を大人がつくってあげることが重要なのである。

ジョン・ボウルビーは、1940年代に戦争や貧困などで親を失った子ども達、家庭崩壊のなかで暮らしている子ども達に、虐待が起きている現実をみながら、子どもが成長していくなかでの母親との愛着、家庭での愛情の重要性を指摘して、社会的擁護を実践しているのである。子どもの愛着行動は、母親をはじめとして、父親、大人より特定の人からの愛着と養育を求める。子どもにとっての愛着は、一定の期間を経過する中で形成されていく。

1950年頃に世界大戦後のイタリアで養護施設や乳児院に収容された子どもが発達の遅れ、社会的適応不良などが起きることが問題になった。施設病が、疑われたのである。母親による世話と幼児の心的な健康の関連性について、ジョン・ボウルビーは重視した。最も親しい人を奪われ、また新しい環境に移され、その環境が不十分で不安定な場合に起きる発達の遅れであるとしたのである。児童福祉機関のなすべきことは、子どもの成長における愛情の大切さを理解することであるとして次のように問題提起をしている。

「第一の任務は、安定した幸福な家庭を子どもたちに与えるために、さまざまな問題をもつ親たちに指導することである。第二の任務は、未婚の母親に対して子どものために家庭をもたせること、養子縁組を考えさせること、緊急の場合には親族や隣人たちを代理人として依頼すること、必要に応じて短期的保護を与えることなどである。

そして、一方では正常な家庭生活に復帰するように働きかけ、もしすべての試みが失敗に終わった場合にのみ、長期的保護を考えるべきである。これらの事業は、児童福祉機関が、よく訓練されたソーシャルワーカーと連携し、法律的、財政的に力が与えられてこそ効果を発揮する。

次に職員については、実務者だけではなく、問題家庭の調停、養子縁組、長期援助などについての専門家が必要である。しかし、あまりにも専門家し過ぎて、相互の提携が失われては意味がない。すべての者が本質的に同一の問題に関心を持ち、基本的に同一の科学、すなわち、人間関係の社会学と心理学に立脚していなければならない。家族および児童福祉機関の働きがパートナーの関係を形成するとき、理論と実践の統一がなされるであろう」。(10)

児童養護施設の管理運営や子どもの指導についても血の通った愛情、愛育理論を基礎にして、家庭の代理としての児童養護施設、母親や父親に替わる施設の職員の役割があるのである。

子どもは自らが主体に愛することをしない。愛されることを通して愛することの感情や人間関係が成長していくのである。

エイリッヒ・フロムは、10歳以前の子どもは、愛することはしらないとする。自分自身のものをつくる行為によって愛の関係要因が入っていく。母親や父親などから愛されることから、なにかを作ることをとおして愛することへの長い年月を身につけていくと次のようにのべている。

「八歳半から10歳以前の年齢の児童の大部分にとって問題は、ほとんど例外なく愛されることの問題—ありのままをあいされること—である。この年齢までの児童はまだ愛することを知らない。彼は愛されることに対し、嬉しく楽しく反応する。しかしこの発達の時期の児童の心像の中に新しい要因、すなわち自分自身の行為によって愛を作る新しい感情の要因が入ってくる。

はじめに児童はなにかを母親（あるいは父親）に与えること、詩、絵、あるいはその他のなんであろうと、とにかくなにかを作ることを考えるようになる。児童の生活において、愛の観念は愛されることから愛することへ、創造的愛へと変えられてゆく。この最初の時から成熟までには多くの年月がかかっている。

最後に、いまや成人した児童は、その自己中心性、すなわち、他の人間は、もともと自分自身の欲求の満足のための手段以上のものではないという考えを克服するものである。他の人の要求は自分自身のそれと同じく重要である」。(11)

愛することで最も人格的に重要なことは、自己中心性からの克服であり、他の人の欲求を理解していくことであるとエイリッヒ・フロムは強調しているのである。子どもはまずはじめにあるがままの事物を知覚するようになるのは、母親からの温かいぬくもりであり、自分がたべているときは微笑んで、自分が泣くときは抱いてくれるという経験をとおして自分が愛されていることを学ぶのである。

これは、母親によるあるがままの自分の自分が愛されているという受け身の状態であり、それは無条件であるとエーリッヒ・フロムは考える。母親は、自分の子どもであるがゆえに子どもを愛する。父親は自然的な世界を表していない。

父親の愛は条件付きの愛である。子どもを教える人である。世界への道を示す人なのである。6歳以降の愛において、父親の条件付きの愛は人間の社会的存在としての機能から大切な機能をもっているのである。これらの愛されることを長い年月をかけてくりかえさせることによって、子どもは、10歳以降からなにかをつくることを通して愛することのめざめ、その成長を学んでいくのである。無条件の母親の愛と条件づけの社会的存在としての人間的成長のための父親の愛は、人間として育っていくうえで重要なことである。子どもの成長にとって親をはじめとする大人の愛情は、自己中心性の克服のためにも極めて重要である。

## 5. 大和の家の実践活動の特徴

大和の家の統括施設長である西川満は、山城ロータリークラブで稲盛和夫理事長から創設時に施設長を拝命されたことや当時の稲盛和夫の大和の家の思いを平成23年3月30日に講話で語っている。少し長くなるが、大和の家の施設の実践の当事者であり、責任のある立場である西川満の引用をさせてもらう。

「当施設の社会福祉法人の稲盛理事長がどのような思いで京都大和の家を建てられたのかについて、お話をさせていただきます。1990年（平成2年）代に入り、その時代的背景としては、少子化による子育て支援の問題、不登校、いじめ問題そして児童虐待など新たな児童問題がクローズアップされてきておりました。

子どもの数が年々減少しているにもかかわらず（いわゆる少子化）、児童虐待の件数で見ますと、児童虐待が社会的に問題視され始め、我が国が初めて児童虐待件数の全国統計を実施した1990（平成2）年度では1,101件で、その後年々増加し、平成10年度は、6,932件そして平成15年度では26,569件、そして19年度では40,618件とはじめて4万件の大台にのり、直近の平成21年度は44,210件と19年間で40倍と増えています。

このような世の中の実情を心配されていた稲盛理事長は、「人間関係の中で、親子は最も愛情が深く、いい関係だと一般的に思われるのに、その関係が崩れ、実父母等による児童虐待や死に至る悲惨な事件が頻発しているのを、新聞やテレビなどで知るにつけ、どうしてこのようなことが起こるのか」と、強く関心を持たれました。

そして、建設の4年ほど前、つまり平成13年頃から休日の日に、京都府・京都市の福祉関係者の紹介で近畿圏内の10カ所余りの児童養護施設を理事長が自ら車を運転され、施設を見て回られました。施設を見て回られて、児童養護施設の実態を知るにつけ、これは大変なことだと思われ、少しでもそのような子ども達の力になり、助けになるようなことができないかと強く思われました。全国的に児童養護施設が不足していること、また、京都では特に京都府南部地域に児童養護施設がなく、施設を利用する場合には、京都府北部の峰山や舞鶴又は他府県の施設に行かざるを得ないといった現状があり、京都大和の家の建設となったしだいです。

その当時、つまり平成13年頃、私は児童相談所の所長をしておりました。連日、テレビなどマスコミに、子どもが、両親からの虐待で死亡した事件が流され、私の知り合いの児童相談所の所長がお詫びの会見をしておりました。私もいつかはそのようになるのではと内心ハラハラ・ドキドキの毎日でした。そのような時期に稲盛理事長は、施設づくりを考えておられ、一方私は、児童虐待で四苦八苦の毎日でした。その後、稲盛理事長との御縁がありまして、京都府を早期退職し、施設作りに参画させていただき、平成16年8月に稲盛理事長から京都大和の家の施設長を拝命し、現在に至っております。

なお、平成21年4月に地域住民の方々への相談支援事業としての児童家庭支援センター長を拝命いたしております。これら施設には稲盛理事長の熱き思いが込められています。私達職員は、理事長の施設への思いを、いかに具現化していくかが、私達の課題であり、目指していくものです」。

統括施設長である西川満は、講話で京都大和の家の特徴について、次の7点をあげている。

1つ目の特徴は児童養護施設と乳児院との併設である。子どもが発達する上で大変重要な愛着形成の確保。このために、信頼関係の形成が必要である。養育の一貫性とケアの連続性を図る。愛着の問題は、とくに施設として重視している実践的な課題である。

2つ目の特徴は少人数でのユニットケア方式（小舎制）である。

生活グループを小規模化し、60人を6つのユニットに分け、出来るだけ一般家庭の環境に近い生活を目指している。各ユニットには、キッチン・食堂・居間・居室・浴室・洗濯洗面室・トイレなど日常生活が完結できるような機能が備えてある。

なお、子どもの部屋・居室には作りつけの机やベッドも付いている。職員は1ユニットに3～5人を配置している。現在：①虹U（幼児）11名 ②希U（幼小男）12名 ③実U（小中女）8名 ④華U（中高女）8名 ⑤海U（中高男）6名 ⑥光U（小規模）6名となっている。

3つ目の特徴は、高年齢夫婦・住込み職員の配置である。60歳以上の方で、保育士や学校の先生などの経験のある高年齢夫婦職員である。

また、職員は子ども達と住込み同居し、ユニットと一緒にいることで、子ども達は安心する。施設長も夫婦で、あるユニットを立ち上げるために、しばらくの間、夫婦で住み込んでいた。ここでは、ユニット職員間との価値観の共有と確認しあう課題がある。

4つ目の特徴は、早期家庭復帰や自立生活促進のためのサポートルームの設置である。乳幼児の早期家庭引取りや年長児の自立生活支援のための部屋で、キッチン、浴室、トイレをはじめとして家庭生活をするのに必要なものを揃えている。親子関係の再統合として、2歳児、5歳児にと、それぞれの年齢ごとに専門的な担当職員をつけている。年長児の自立訓練としても担当職員をつけて、サポートルームを設置している。

ところで全国の児童養護施設に入所する児童の60%は児童虐待の理由で入所している。

また児童養護施設が孤児院と言われた時代と違って、現在では、92～3%の保護者がいる。それ故、子どもの養育にとって親の存在は、切り離す事は出来ない。早期家庭復帰を考える場合、受け皿である家庭をきちんと指導しておかなければならないのである。

このサポートルームで、子どもの早期家庭復帰のために、親と子と職員が寝泊まりして、夕食を母親と一緒に作ったり、親に子どもが寝る前に、子どもに本の読み聞かせをし

たり、寝付かせの力をつけさせたりしている。また、風呂に一緒に入り、頭の洗い方を教える等を繰り返しながら、家庭復帰の取り組みをしている。高校生の年長児には、一人暮らしの準備のための訓練をしている」。

5つ目の特徴は、被虐待児のための心理療法室の設置である。当施設では、児童養護施設63%・乳児院65%が児童虐待の理由で入所している。養護施設の入所理由は、全国的な傾向と同じである。虐待を受けて心に大きな傷を負い、心を閉ざしている児童を癒すために、臨床心理士のライセンスを持っている嘱託心理カウンセラーを3人配置している。とくに、カウンセリングやプレイセラピーを行い、人間関係の改善を図る自立支援をしている。

6つ目の特徴は、学習室の設置である。平成17年9月から公文式学習の導入である。導入する1年間は、職員と公文について話し合い、「何故、公文なのか」の議論を通して、職員全員で関わることの大切さを学んでいる。子ども達は月曜日から金曜日の毎日、学校から帰ると、施設内にある学習室に直行する。夏休みや冬休み期間中もやっている。児童養護施設の子どもの多くは、学習の習慣ができていない結果、学業不振に陥っている。子ども達の自立を図るためには、まず学力をつけることが大切と考えている。

当初、イスにおとなしく5分も座ることができなかった子ども達が、集中して課題に取り組んだり、挨拶が出来なかった子どもが「お願いします。こんにちは」「ありがとうございました。」と大きな声で挨拶をするなど、生活面での態度にも大きな変化がみられている。中に数人の子ども達は、答えがとけないと悔し涙を流している。彼らは、今まで、いじめや虐待を受けて泣いたことがあっても、勉強で、涙を流したことはなかった。このことは貴重な経験である。月1回進級した子ども達のための表彰式をしている。

最初の頃は、表彰式の間中、教室を動き回っていた子ども達が数名いたが、最近では、おとなしく椅子に座って待てるようになってきている。表彰した子どもに拍手でもって祝福している。このように、学業不振の子ども達に学力をつけることに力を施設として入れている。子どもに学力をつけてやることは、子どもの自立支援にとって大切な課題である。

7つ目の特徴は、地域交流ホールを大和の家の中に設置していることである。これは、施設が閉鎖的になることなく、地域に開かれた子育て支援の拠点施設を目指すために力を入れていることである。地域の方々との交流を図るホールとして、例えば、ピアノコンサートに近所の方々に一緒に参加したり、お花や書道の展示会場や地域のコーラスサークルの練習の場としてホールを提供している。

また、当施設は地元自治会の会員でもあるし、子ども会の会員でもあることから、日頃より地域の行事などに子ども・職員が参加し、地域の方々と交流を図っている。大和の家の子どもは、施設だけでなく、地域の人たちの協力があってこそ成長するという見方から地域行事に積極的に参加しているのである。

さらに、大和の家は、ボランティア活動の受け入れを積極的に行って、地域や社会との関係をもっているのが特徴である。ボランティアの受け入れは、公文学習ボランティア、パソコン教室、一般的な学習ボランティア、生活ボランティア、ピアノボランティア、フラダンスボランティア、カットボランティア、行事ボランティア（クリスマス会・サマーフェスタ）などを行っている。

以上のように、大和の家の統括施設長である西川満は、7つの活動の特徴を創設から振

り返って、7年目で、山城ロータリークラブの講演でまとめている。

さらに、統括施設長として西川満は、開設以来、ずっと続けていることが2つあると強調する。1つは、施設の玄関周りの掃除をほぼ毎日している。この掃除は、子ども達の様子・状態を知ることが出来る。「おはよう。いってらっしゃい。」の声かけに対する子ども達の応答態度で、A君は今日も元気やなとか、Bさんは少ししんどそうやなといったことを知ることができる。もう一つは、自分自身を知ることが出来ることである。自分がどのような気持ちで掃除をしているか。例えば腹立たしい思いでしているのか。すがすがしい思いか。何も考えず黙々となど。

自分が今どのような思い・気持ちでいるか、この思いが、不思議と子どもに少なからず影響している。支援する者は、自分自身の状態を知ることが大切である。自分を知る方法は何でも良いのである。掃除をしている時の自分の気持ち・状態を知ること、自分自身を知ることができる。もっとも割れ窓理論からみても大切なことである。「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないというサインとなり、やがて他の窓もまもなく全てが壊される」との考え方がある。

この点については職員は環境班を結成し、施設の内外を徹底的にチェックしている。開設当初の時に、思ったことがあった。施設は変則3交代の勤務ですから、ひょっとしたら、なかなか話ができない職員がいるかもしれない。なんとかして、必ず月1回は職員全員に個別に出会うのにはどうしたらよいかと考えた。考えた結果、月1回必ず会えるチャンスがあることに気づいた。

それは給与明細を一人一人に手渡せばいいと思い、それから今日にまでずっと続けている。全員に手渡すのに3日間程かかる。しかし職員と話し合えると思うと、それもまた楽しいことである。

毎日の掃除を施設長として積極的に子ども達の発達の支援という観点からとりくんでいることである。掃除をしながら、挨拶の声かけをして、子ども達の様子や状態をすることが出来るというのである。このことは自分自身に問いかけることでもあるということで、子どもの生活と発達を支援するものは、自分自身の状態を知ることからと、毎日、掃除をしながら心を清めていくための自省の姿がみることが出来る。

また、施設長として、個々の職員を知るために、職員との心を通わせるために、給与を直接に手渡しているというのである。子どもの生活と発達の支援をしていくうえで、職員の役割が極めて大切ということから、職員との意思疎通の工夫をしているのである。

大和の家の施設の特徴は、子ども達が家庭の愛護の環境のもとで育っていけるようにユニット制を設けて、職員がそのユニット単位で家族の一員として、子ども達の生活と発達を支援していくようにしていることである。

現代の児童養護施設は、虐待を受けた子ども達が多いが、大和の家も例外ではなく、虐待によって傷ついた子ども達の心をどのように癒やして、健全な心の発達を成し遂げていくのかということは極めて重要な課題である。

大和の家で子どもの愛着形成を大切にするために継続性と一貫性をもった生活と発達支援を支援していることである。子どもの愛着形成は、社会的存在としての人間関係の基礎になっていく信頼関係を幼児期から形成していく重要な発達要因である。人間として生まれてきた子どもは、親から愛着関係によって信頼という感情を身につけていくのである。

児童養護施設と乳児院を併設して、子どもの発達段階に即して、系統的に連続して、子どもの発達の支援を、家庭の愛護のもとで子どもは育つという理念から小人数で社会的養護ができるようにユニット制を設けているが、厚生労働省の平成20年度の実態調査の統計によれば、全国的には、乳児院の数は121に対して、児童養護施設は、559施設であり、児童養護施設と乳児院が数字的にも併設していないのが実態である。

また、大規模な児童養護施設が多いなかでユニット制による社会的養護は極めて重要である。大舎が75%で平均すると40人という現状からみると大和の家のユニーク性が理解できるであろう。ユニット制を設けているところは、ユニット単位で統計的に処理している。

虐待などによって、この信頼関係の形成が十分にされてこなかった子どもの生活と発達支援をどのようにしていくのか。親に替わって施設職員がどのように愛着形成を担っていくのか。子どもは幼児のときに愛着形成が出来なかった場合でも、困難を伴っていくが発達のチャンスはある。この意味で大和の家のような家庭の機能を大切にしたい児童養護施設や乳児院の存在は、大きな社会的な価値をもっている。

虐待されている児童について対処している現場とデータからみえる家族の姿は、貧困の問題が大きな位置を占めていることを山野良一は、指摘している。彼らは、川崎市児童相談所で毎年分析している。虐待の背景として離婚、生活困窮、精神疾患の3つが重複して絡んでいるとしている。飢えをしのぐために羞恥を伴う耐えがたいことをするなど、語りきれない困窮の過去を背負いながら、現在もその苦勞を継続しながら生きているのである。将来も続くことが予想され、生活上の不安がつきまとう。その不安感は、家庭内に緊張感を生むし、さらに、子育ての親子関係に微妙な影を落とす。暴力的に子どもにあたってしまったたり、養育放棄につながってしまったたりする。(12)

山野良一が「子総研調査」や川崎市の子どもの虐待調査などから貧困問題が大きく背景にあるという問題提起から、子どもの貧困家庭に対するホームケアの援助が求められているのである。

大和の家が積極的に実践している親子関係の再統合のサポートセンターの役割も大きな意味をもっている。子ども達がサポートルームの設置によって、早期家庭引取りが実現できるように支援していることである。親子関係の再統合として、2歳児、5歳児にと、それぞれの年齢ごとに専門的な担当職員をつけている体制は、個々の子どもの発達段階に即してのきめの細かい実践をしていることもユニーク性のひとつである。

子どもの個々の状態に合わせてきめ細かく支援できることは職員の体制が十分に保障されていることによって実現できることである。職員ひとりひとりが恵まれない家庭で育ち、虐待などを受けて心の傷をおっている子ども達の深い理解を絶えざるしているからこそ、できることである。そして、稲盛和夫が理事長として十分な経済的支援をしているからこそ、できることである。

カウンセラーは、日常的な生活ではないが、独自に心理的なカウンセラー室を設置している。しかし、大和の家では、虐待などによる子どもの傷の根深さは、ソーシャルワーカー的な側面が重要であるという視点から、サポートセンターの設置をしている。ソーシャルワーカーとしての相談員の役割は、ユニット制の設置による子どもの発達支援や親と関わりの支援ができるようにすることである。この立場から、職員の体制をとり実践をしている。

厚生労働省の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会は、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめている。そこでは、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちこそ、社会全体で公的責任をもって、保護し、健やかに育てと社会養護の緊急性を指摘している。

とくに、社会的養護の施策は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、現代は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化しているが、その役割・機能の変化に対応したハード・ソフトの変革が遅れていると強調している。

そして、現代の社会的養護は、次の三つの機能を持っているとしている。第1の、「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。第2に、「心理的ケア等の機能」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達のがみや心の傷（心の成長の阻害と心理的不調等）を癒し、回復させ、適切な発達を促す機能であるとしている。

第3に、「地域支援等の機能」は、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、地域における子どもの養育と保護者への支援、自立支援、施設退所後の相談支援（アフターケア）などの機能の充実を指摘している。また、社会的養護の基礎は、日々の養育のいとなみであり、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促す養育の場となる必要があるとして、社会的養護の養育者に対して、子どもの心身の成長や治療に関する様々な理論や技法を、統合的に適用していく力量が求められるとしている。

とくに、虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けている。このために、虐待の被害を受けた子どもたちは、愛着形成の人間的な成長に「大切にされる体験」を奪われている。愛着の形成の喪失は、「安心感」や「自信」を獲得することを妨げている。社会的養護は、「安心感」をもてる場所で、「大切にされる体験」を提供し、子どもたちに「自信（自己肯定感や主体性）」を取り戻してもらおう役割を持っている。

虐待被害からくる子どものこころの影響は、ささいなことで激しい怒りの反応が出て暴力につながったり、問題の解決に暴力を選択してしまったりするなど様々な問題行動をおかしがちである。社会的養護は、そのような子どもたちに、治療的なケアを行うとともに、安全で信頼できる「おとなモデル」を提供することである。児童虐待やDVの背景には、さまざまな生きづらさを抱える家族がある。

社会的養護は、そのような子どもや家族への継続的な支援を行う役割をもつ。こうした社会から排除されたり孤立している人々を社会の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の視点が必要である。また、社会的養護の下で育つ子どもたちや、そこから育っていった人たちが、生きやすい社会づくりを進めていく必要がある。

このためには、当事者の声を聞くとともに、当事者の参加を進めていく視点が必要である。以上のように、現代における児童養護施設の課題と職員の力量形成の必要性について

て、厚生労働省の社会的養護専門委員会は、とりまとめているのである。

これらの指摘は、現代の社会的養護のあり方を考えていくうえで大切な指摘であるが、問題は、ここでとりまとめた社会的養護の課題と将来像を現実的に整備して実践していく体制をどのように構築していくかということであり、絵に描いた餅にならないように、指摘されている現実の問題点、時代に対応した課題に変革していくことである。そして、確実に現代に求められる社会的養護の課題に即して実践的にとりくんでいく様々な条件整備が必要な時代である。

厚生省の児童の社会的養護専門委員会の「社会的養護の現代的な課題と将来像」のとりまとめの見方からも、先進的に取り組んでいるのが大和の家である。現代の社会的養護の課題に対して、実践的にモデルになるような体制の整備が大和の家は行われている。

大和の家は、児童養護施設の定員が60名、乳児院の定員が20名に対して、常勤の職員は58名、非常勤が10名ということで、児童養護施設の職員一人あたりの児童数が全国平均4.43人に比して極めて条件はよい。職員の絶えざる実践的な研修による力量の充実と地域との連携、学校との連携、児童相談所をはじめとする児童福祉機関との連携が積極的にされている。

2010年10月19日(火)城陽市家庭教育セミナーのびのび講座で大和の家の児童養護施設の実践から「子育てについて」と題して、西川満は、大和の家の実践的な経験から、養護施設に入所してくる子ども達の特徴を次のように述べている。

「子どもの特徴の1つ目は、自己肯定感の低さである。子ども達の中には、「自分はどうせ何をしてもだめだ。親の期待に応えられないダメな人間だ」と自分を低く評価し、その結果として自己肯定感が持てないため、自分を無意識に傷をつけてしまったり、安定した人間関係の維持が困難な子どもがいる。

それだけに私達は、『子ども達自身が、自分のことをどれくらい大切にしているか、自分をどのくらい受け入れているか』を知ることが大切である。そのために、些細なことでもまずほめ、そしてよくなっている部分に常に関心に向けてそこを指摘し勇気づけることが大切と考えている。そして、自分を好きにさせること、自信を持たせることであると。このことから、自己を肯定的にみることができるようになる。

2つ目は、社会的スキル獲得の不十分さである。あいさつなどが出来ない子どもがいる。そもそも家庭は、基本的な生活習慣を身につけていく場であるとともに、人間関係の基礎となる他者への基本的信頼感を獲得する場でもある。

ところが、家庭の子育ての機能が十分になかったために人間としての基本的な信頼関係の基礎が育っていないのである。親と子の会話の少なさや一方的な会話のため、社会的スキルが育っていない。円滑な人間関係を維持させるためには、まずこのスキルを高めることが大切である。

同じ事を繰り返し注意しても、一向に注意を聞かない子がいる。同じ事を何回言っても、一向に言うことを聞かない子である。この子らに対して一般的には、根気強く、何度も話し合うことが大切であると言われている。それで有効かもしれない。子どもの中には、色々な思いや考え、気持ちはあったとしても、相手にどのように伝えれば良いか、わからなくて困っている子どもがいることを見落としてはならない。

スキルが獲得されていない子どもに、何度も、同じ事を繰り返し話させるよりも、話し

方の工夫が大切と考えている。“いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうしたのか”などを丁寧にたずねて、一言ずつでもいいから答えてもらうということを日頃より意図的に練習させることが大切である。

3つ目は、試し行動である。施設の子どもの中には、職員にあえて嫌な事を言ってイライラさせる子がいる。このことは、関わって欲しいサインである。どうしてもイライラさせるような会話になるため、職員に叱られたり、注意を受けたりするのであるが、子どもは叱られても喜んでいる。どのような形であれ、自分に関わってもらえているからである。子ども達は、職員に反抗すること、イライラさせることで、周りの大人がどこまで自分を受け入れてくれるかといった「試し行動」がしばしば見受けられる。

4つ目は、些細な言葉に敏感なことです。何気ない大人の言葉かけに傷つく子ども達がいる。基本的信頼感が育っていない子ども達にとれば、他人の些細な言葉に敏感に反応する。子どもは、大人の言葉尻をとらえ、反抗的な態度をとる。そのため子どもへの言葉かけには、十分に配慮し、不用意な言葉かけをしないことが大切である。

子ども達が「自分はだめな人間だ」「誰からも必要とされていない」「自分のことをあまり好きでない」などと考えている背景には、「ありのままの自分を肯定的に受け入れられているという経験」が乏しいからではないでしょうか。

「こんな私でもいいのだ」という気持ちを子どもの中にいかに育てるかではないでしょうか。子どもの自己肯定感の低さは、まさに子どもの問題であると同時に私たち大人の子育てのあり方と深くつながっている。

何故、母親が子どもに不適切な関わりなど養育上の問題を抱えてしまうのか。それは、家庭における子育てのほとんどが、母親一人の肩にかかっている。そして家庭内において子育てについて相談する人、聞いてくれる人がいない。

一方、地域の人達とも残念ながらじっくりいってなく、地域からも孤立している場合が多い。そのため、地域においても子育てについて相談する人、聞いてくれる人がいないため、一人で子育ての悩みを抱えている。その結果として子育てのストレスを家庭内で一番弱い立場である子どもへと向かってしまい、我が子に対して不適切な関わりをしてしまうことになる。

施設現場から子育て支援を考えた場合、一番大切なことは、まず家庭において、子育てを母親1人に任せないことである。大切な事は、地域において、その保護者とその家族を地域から孤立させないといった支援が大切である。現在は、家庭における子育て機能の低下だけが問題でなく、地域における子育て機能の低下も問題になっている。地域における子育て機能をいかに高めるかが、これからの大きな課題である。

大和の家も子育てにおいて、地域の大切さを認識しているために、様々な地域活動に参加し、また地域から支えられているのである。地域の協力なくして子どもは育たないと考え、地域社会との結びつきを大切にしているのである。学校や子ども会等を通して、地域の方々の施設に対する理解を深めてもらうとともに、一方で、例えば、児童家庭支援センターの相談・援助や地域の子育て支援を通して施設が地域の福祉ニーズに積極的に応えていくことをしている」。

以上のように、大和の家の統括施設長として実践されてきた西川満は、強調するのである。大和の家は、積極的にボランティアによる支援活動の受け入れをしている。Jリーグ

の京都サンガのチームの選手達が訪問して、子ども達にサッカーを教えたり、ミニゲームをしたりして子ども達と和気あいあいに交流したりしている。

また、音楽を学ぶ大学の学生がボランティアでピアノ教室を週末に半年間かけてレッスンして、それを15人の施設の子どもの発表させるなどの試みもしている。ピアノ遊びではなく、ピアノレッスンができた学生達のボランティア活動は緊張をもちながらも喜びは大きなものがあったと。

小学校1年から中学生まで毎日の学習の習慣をつけて、学力を向上させるためにと、公文式の学習を取り入れている。勉強したら高校も大学もいけるという雰囲気をつくっている。努力の結果がみえるような工夫もしている。やればできるという体験を子ども達に身につけられるような支援をしているのである。

京セラコミュニケーションシステム株式会社では、社会貢献として大和の家で社員10名が年2回訪問し、バルーンアート教室を子ども達とのふれあい活動を行っている。一緒に風船を使って、ハートや犬をつくったりしている。

同志社女子大学は、「京都大和の家」との連携協力に関する協定調印書を2012年1月に結んでいる。同志社女子大学は、社会福祉法人との協定は今回が初めてである。この協定は相互の交流及び連携をとおして教育・研究の推進及び社会福祉の進歩発展と、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的としている。

中学3年で大和の家に入り、大和の家で4年間過ごしたFさんは、現在、仏教大学の3年生である。学費と生活費は、奨学金とアルバイトで賄っている。週2日夕方、大和の家に通って、子ども達に学習援助と悩みを聞く活動を熱心に行っている。

彼女の姿勢は、「いつも、分かる、分かるよってみんなの話にうなずいている。他の人にできない、私にしかできないことだから」と悩みを聞いている。「職員とけんかしている。うちも悪かったけど言いたいことがある」と口をとがらせる自分自身も体験しているからこそ、心の底から理解できるということで、人間的な潤滑油の役割の一端を果たしている。

女の子に「職員も人間なんやで」と諭し、後で職員に彼女の気持ちを代弁する。愛情を基本に人間の尊厳を大切にしている大和の家であるからこそ、Fさんのような活動ができるのである。京都新聞では、この記事で「ひとりじゃないよ」、親と離れ過ごした施設 今、終電まで悩みを聞くとしている。(13)

京都新聞のこの記事によると、Fさんは、1歳で神戸の乳児院に入り、小学校2年のときに母から姉のいる児童養護施設に移るようにならされたことをはじめてした。

11歳のときに母が再婚し、呼び戻されたが、義父との折り合いが悪くなり、大和の家に入った。若い職員に注意されると「なんでそんなこと言われなきゃいけないの」と反発した。職員が変われば「人間関係を築いていたのに」と不信が募る。心を許せる先輩以外、常に壁をつくっていた。

大和の家で悩みを聞くFさんである。しかし、大学に進む高校生に親の援助を受けた方がいいかと尋ねられると「家族のことは私には分からないし」と答えてしまう。もう6年、母と連絡を取っていない。施設に入れられた葛藤が今も残る。

京都新聞のこの記事は、大和の家で過ごした4年間が彼女の大きな心の支えになってお

り、同じような境遇の子ども達の援助を自分にしかできないことがあるのではと使命感のようなものをもって施設の中学生や高校生の悩みを受けとめているようすがみえる。大和の家で育った子どもが大学生になり、週2回の夕方に施設に戻ってきて、学習援助や悩みを受けとめてやる活動に参加していることは、彼女にとって大和の家が心の支えになっているのであり、自分を育ててくれた施設に対する恩返しの活動になっているのである。

虐待を受けた子どもは、人間として、自然の愛着の形成がされず、基本的な信頼の関係をもてない場合が多く、大人との関係は、不信の目でみつめる。児童養護施設で働く職員は、子ども達との関係に、困難を伴いながら特別に発達の援助が求められているのである。

この意味で、児童養護施設の子どもの深い理解を示せる養護施設を退所した大人が必要である。大和の家で、大人として成長していった人の存在は大きなものがある。子ども達にとって、自分と同じ環境にいらながらも、あのように成長していった先輩は、自分の生き方のモデルのひとつになるからである。大和の家から、がんばれば、自立して大学にいけるということが、施設の子どもの励ましになっているのである。

児童養護施設の職員であった山田勝美は、虐待を再現するような行為を子どもはするといふ。そこには、人間としての基本的な信頼関係の形成の必要を次のように強調する。「虐待を受けた子どもが職員を怒らせたり、腹立たせたりする、この意味はいくつか想定されている。

一つの理由は、行為が特定の職員に向けられているのであれば、それはその職員が信頼できる人間なのかどうか試している、試し行為であると理解できる。虐待を受けた子どもの場合、その試し方が虐待関係を再現するようなかたちで行われる。信頼ということを体験していない彼らにしてみれば、自分がされて嫌だった体験を再現させることが最も信頼を再認識できることなのかもしれない。次に指摘できる困難さは信頼関係形成の難しさである。

・・・ある時は、親しげにべったりと近寄り、心を許したかに見えるのに、ありのまま素直に事実を認めようとしない、あるいは自分の非を少しでも注意されると、一転して興奮し、反抗的になったり、といった感情の変動が激しく繰り返される」。(14)

職員も子どもの行為に逆転移を起こされる。職員は、逆転移を整理して、本当の子どもの心の状況を把握して、自立の援助をしていかねばならないのである。虐待を受けた子どもは、問題的にしかふるまえない。子どもを肯定的にとらえ、その可能性をさぐるために、個別性を保障できる環境の整備も必要になってくる。また、できないこともあるということで、職員の限界を感じることも大切であると」山田勝美はのべる。この意味で、かつて、大和の家で暮らしていた青年を招いて援助のサポートをしてもらう当事者参加の形態の意義は大きなものがある。(15)

施設で育った子どもたちの居場所として、社会的養護「日向ぼっこ」のNPO法人を立ち上げ、理事長である渡井さゆりは、当事者参加として、児童養護施設や里親家庭で生活していた人たちが人のぬくもりを感じられるような、心の苦しみが癒やせるような、感じられる居場所をつくる必要があるとしている。そこでは、人を信じる勇気をいろいろな人からもらい、人を信じ自分を信じるような関係をつくりあげていけるような場にしたいたいということである。「児童養護施設は私を救ってくれた」と理事長である渡井さゆりはのべている。

「施設で生活できていなかったら、今の自分はいません。おそらく学校にはずっと行かなかったでしょう。生活も不規則でずっと肥満体型だったでしょう。視野も世界も狭く偏屈で、経験も乏しく自己肯定感も低い根暗っ子、社会に飛び立つ勇気も持てず自分を守るのに必死、そんな私に育っていたかと思います」。(16)

このNPO法人は、当事者参加推進として、第1に、児童福祉施設や里親家庭で生活している人に、退所後の悩みや困っていることのサポートをしている。例えば、アパートを借りるときのお手伝いなど。

第2に、進学・資格習得のための学習サポート。資格取得など明確な目標をもって自信をつけてほしいということで、環境や機会をつくっている。

第3に、施設や里親家庭を巣立つ直前直後のサポートをしている。少しでも不安を和らげるようにサポートしている。

第4に、児童福祉施設への積極的な訪問活動をしている。施設をみせてください、子どもたちと交流させてください、施設で暮らした人と率直な意見を聞いてみたと施設を訪ねている。訪問を迎え入れている施設は、子どもが安心してのびのびと暮らせていると察している。社会的に開かれたオープンな施設に役にたてばということからである。(17)

この当事者参加促進活動は、子ども主体に、子どもの発達を保障していく児童養護施設の社会的役割の充実のために大きな意味をもっている。大和の家が、施設を巣立って、大学生になった青年を積極的に学習援助活動や悩みの相談にのっていることは、今後の大和の家が当事者を尊重し、人間的に温かみをもって、子どもの夢をふくらませ、実現させていく子どもの成長を保障していくために重要な契機をつくっていく。

読売光と愛の事業団は、児童養護施設の出身の若者に、夢をかなえるために大学等に進学する奨学金を出している。その事業団は、エッセイ集「夢をかなえる力」をだして、児童養護施設の子ども達に夢と希望をもたせるようにと出版している。全国的に児童養護施設を卒園して、大学等への進学率は、2009年度現在で10.8%と約一割である。

逆境のなかでも、夢と希望をふくらませながら、大学等の進学をしていった青年たちの思いが語られている。不幸ということを引きずることではなく、前向きに未来に向かって生きようとする目標をもつことによって、大きな意欲がわいてきたことを次のように語っている。

「自分は不幸かもしれない。でもそのことをいつまで引きずることが、自分をより不幸にしているのではないかと思い始めたのです。これから先、不幸な人生だったと悔やまないように生きていこう、と心に決め、自分の中に「向上心」のようなものが生まれたのです。日々の生活はつらいものでしたが、目は常に先を見すえ、高校に進学すること、資格を取ること、大学に行くことを考え、そのためにどうすればいいのか考え始めました」。(18)

逆境の子どもたちに、夢と希望をもたせていくことは極めて大切なことであり、その展望を具体的に援助していくことは、施設にとっても大切なことである。このためにも確かな学力を身につけさせて、進路の問題に真正面から立ち向かっていく援助をしていくことは欠かせないことである。児童養護施設がほんとうに、そのことに向かって子どもたちに援助していくことは、生涯にわたって、忘れられない感謝の気持ちとなって施設の職員たちに返ってくるのである。子どもたちは逆境のなかで、不満から発することが多いが、卒園して、夢と希望に燃えている青年たちは、感謝の気持ちで一杯であるのである。

「進路について考えるときは、本当の親のように真剣に一緒に考えたくれた保母さんや先生には、本当に感謝しています。児童養護施設で生活していた間は、不満ばかりを感じながら過ごしていましたが、卒園して施設とまったく違う生活を送り始めて、やっと本当の感謝の気持ちを持つことができました」。(19)

児童養護施設が虐待を受けている子どもたちの生活と発達の保障をしていくことは極めて大きな役割をもっている。次の事例は、虐待のなかで、小学校まで暮らし、中学の教員に自らが救いを求めて、児童相談所に入り、無事高校を卒業して、現在は、夢と希望をもちながら専門学校で学び、さらに、通信制で学びたいという学習欲の旺盛な児童養護施設卒園の青年である。

「親がいるときもいないときも、親の存在におびえて、いつも機嫌を損なわないように注意しながら生活し、機嫌が悪いときは早く時間が過ぎるよう願って、耐えていました。そんな生活も、親が警察に捕まったのがきっかけで終わりを告げ、私たち姉妹3人は祖父母のところに行くことになり、そのときは親から解放されるとすごく嬉しかったです。

約半年で親が戻って来たため、再び親の元へ戻りました。最初はとても楽しく過ごしましたが、1年とたたずに昔と同じ元の生活へ戻りました。・・・学校には行かず、食生活もぐちゃぐちゃでとても不規則になり、相変わらず親の顔色をうかがいながらの生活のまま小学校を卒業し、中学校に入学しました。

入学から間もなく、このままの生活を続けているともたないし、殺されると感じた私は、中学校の先生に助けを求めて、そのまま児童相談所へ行くことになりました。そして、見相から今度は施設に行くことになりました。・・・高校も無事卒業し、専門学校へ入学し現在に至っています。私は、今の学校を卒業して就職し、ある程度落ち着いたら、今度は働きながら通信制の学校で勉強しようと決めているので、その目標に向かって今の一步を大切にしたいです」。(20)

読売光と愛の事業団の奨学生は、児童養護施設の卒園者全体からみればほんの一部である。多くは、大学や専門学校に進学できないのが現状である。子どもたちの進路をよく考えて、夢と希望をもたせながら学力向上や資格の習得の学習のための条件を児童養護施設として整備していくことも大切なことである。

大和の家では、学習室の設置やくもんなどの教室を設定して子どもの学力向上に意識的に取り組んでいることも大きな特徴である。今後、大和の家を卒園して、大学等に進学した青年たちが、戻ってきて子どもたちの相談相手や学習向上にサポートしていく意味は、児童養護施設の大学等の進学が極めて少ない現状のなかで極めて大きな意味をもっている。

また、技術や技能を身につけて、立派に生きている姿を子どもたちにみせることも重要なことである。今後大和の家が社会と結びついていくことに、卒園していった青年たちの結びつきが大切である。進路をきちんと親代わりになってサポートしていくために大和の家の卒園者との交流は大きな意味をもっていく。

## まとめ

稲盛和夫が理事長である京都の大和の家は、平成16年8月1日に開設したもので、大学や専門学校に進学し、さらに、社会人となって活躍していく姿をみるのはこれからである。本稿では、稲盛和夫の大和の家を創設したいきさつや理念と、統括施設長である西川満の施設経営の基本的な姿勢や子どもの見方を中心に書いた。稲盛和夫の大和の家に対する考え方を、児童養護施設の全国的な一般的経営状況と、いままで培ってきた実践理念のなかで位置づけていく努力をしながら本論をまとめた。

具体的な実践に基づいての分析は、大和の家の西川満をはじめとする大和の職員によってまとめられることを期待している。とくに、子どもの成長の姿を実践的に職員の実践との関係で具体的に書いてもらうことは、社会的に評価を受ける際に大切なことである。

虐待問題など子育てをめぐる状況は、極めて厳しい。大和の家のような児童養護施設や乳児院の果たす役割は、現代日本社会の子育ての状況のなかで大きい。日本の多くの児童養護施設は、大舎の規模である。大舎では、家庭的な雰囲気の中で子どもが育つ条件整備が十分とはいえない。ユニット制による家庭と同じような状況をつくり、職員がそれに対応して子どもの生活と発達の援助をしていることは、ユニークな児童養護施設である。今後の日本の児童養護施設のあり方を考えていくうえで、ひとつのモデルになる。大いに期待するところである。

稲盛和夫が、児童福祉に積極的に関与していることは、経営哲学の延長でもある。どんな厳しい状況に育ちながらも子どもたちには、人間的に成長する権利がある。誰でも幸福になるための権利がある。また、どんな子どもでも温かい家庭的な状況と十分に学習できる条件と、優れた支援者がいれば、立派に人間的に成長する。子どもたちの成長は、社会で活躍できる人材養成になる。稲盛和夫の人間観や子どもをみる視点は、大和の家の経営や実践に大いに生かされている。

本論は、直接に実践に関わっていない外部のものがまとめたものである。このため、実践的な評価に大きな限界をもっている。稲盛和夫の経営哲学の人間的な豊かさを児童福祉との関係で明らかにすることを目的とした。

本論を書くにあたって統括施設長である西川満氏には大変にお世話になった。講演の内容の正確さを期すためにと、わざわざ講演原稿を電子原稿で譲ってもらった。ほんとうに西川満氏に感謝している。

大学に進学して、現在大和の家で週2回支援活動をしている卒園生をだしたことなど、大和の家の実践を語ってもらった。子どもとの格闘、そのなかで成長していく子どもの姿、その実践の内容も充分に書くことができなかつた。さらに、大和の家の大きな特徴である地域に深く根づいて子どもの生活や発達の支援をしている具体的なことについてもふれることができなかつた。

大和の家が町内会に加入し、地域の子ども会活動の大きな担い手になっていることや、子育て地域支援センターとして、大和の家が機能していることなどをふれていない。今後大和の家を世に問うときに、この特徴ある側面も加味して整理していく必要がある。

【注】

- (1) ホームページ<http://www.kyoto-np.co.jp/kp/rensai/asu/22.html>  
「虐待から子どもを守る」京セラ名誉会長 稲盛和夫さん  
(明日への視座は、京都・滋賀からの発信としてインターネットのホームページで、京都・滋賀を拠点に活動する学者、経済人、宗教者、文化人ら九人が執筆している)。
- (2) 前掲のホームページより
- (3) 前掲のホームページより
- (4) ホームページ<http://www.kyoto-np.co.jp/kp/rensai/asu/31.html>  
「社会の宝をはぐくむ」京セラ名誉会長 稲盛和夫さん
- (5) ホームページ <http://www.kyoto-np.co.jp/kp/rensai/asu/31.html> (31) 社会の宝をはぐくむ 京セラ名誉会長 稲盛和夫さん
- (6) 京都新聞社会福祉事業団・ふれあい福祉 利他の心を取り戻そう、子どもに物より愛を、京セラ名誉会長、稲盛和夫さん (2007/04/03) <http://www.kyoto-np.co.jp/fukushi/column/yasu/070403.html>
- (7) マリーア・モンテッソーリ・鼓常良訳「幼児の秘密」国土社、121頁～122頁
- (8) EH・エリクソン・JM・エリクソン「ライフサイクル、その完結」みすず書房、153頁
- (9) ジョン・ボウルビー・黒田実朗訳「乳幼児の精神衛生」児童福祉文献ライブラリー児童養護施設14巻、日本図書センター、59頁
- (10) 前掲書、149頁～150頁
- (11) エーリッヒ・フロム・懸田克躬訳「愛すること」紀伊國屋書店、55頁
- (12) 上野加代子編・山野良一他著「児童虐待のポリテックス」赤石書店
- (13) 2012年8月8日の京都新聞より。(京都新聞では実名で紹介しているが、ここでは、Fさんとする)。
- (14) 山田勝美「児童養護施設における虐待を受けた子どもへの自立支援」村井美紀他編「虐待を受けた子どもへの自立支援～福祉実践からの提言」中央法規出版、62頁
- (15) 前掲書、68頁
- (16) NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ編「施設で育った子どもたちへの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護」明石書店、109頁～110頁
- (17) 前掲書、22頁
- (18) 読売光と愛の事業団編「夢をかなえる力」明石書店、16頁
- (19) 前掲書、32頁
- (20) 前掲書、57頁～58頁